2　施行日から福島復興特別措置法一部改正法施行日の前日までの間における新規則別表六(二十二)の書式の適用については、同表の表中「福島県知事の認定又は確認を受けた日」とあるのは「福島県知事の確認を受けた日」と、同表の記載要領第一号中「、第17条の３の２第１項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第17条の３の３第１項（避難解除区域等」とあるのは「又は第17条の３の２第１項（避難解除区域」と、同第二号中「「福島県知事の認定又は確認を受けた日　⑷」」とあるのは「「福島県知事の確認を受けた日　⑷」」と、「には「又は確認」を消し、震災特例法第17条の３の３第１項の規定の適用を受ける場合には「認定又は」を消す」とあるのは「に記載する」と、同第三号中「又は第17条の３の３第１項の規定」とあるのは「の規定」とする。

3　施行日から福島復興特別措置法一部改正法施行日の前日までの間における新規則別表六(二十三)の書式の適用については、同表の表中「震災特例法第17条の２第２項若しくは第３項、第17条の２の２第２項若しくは第３項又は第17条の２の３第２項若しくは第３項」とあるのは「震災特例法第17条の２第２項若しくは第３項又は第17条の２の２第２項若しくは第３項」と、「震災特例法第17条の３第１項、第17条の３の２第１項又は第17条の３の３第１項」とあるのは「震災特例法第17条の３第１項又は第17条の３の２第１項」とする。

4　施行日から福島復興特別措置法一部改正法施行日の前日までの間における新規則別表六(二十三)付表の書式の適用については、同表の表中「震災特例法第17条の２第３項、第17条の２の２第３項又は第17条の２の３第３項」とあるのは、「震災特例法第17条の２第３項又は第17条の２の２第３項」とする。

5　施行日から福島復興特別措置法一部改正法施行日の前日までの間における新規則別表六の二(十六)の書式の適用については、同表の記載要領第一号中「、第25条の２の２第２項若しくは第３項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第25条の２の３第２項若しくは第３項（連結法人が避難解除区域等」とあるのは、「又は第25条の２の２第２項若しくは第３項（連結法人が避難解除区域」とする。

6　施行日から福島復興特別措置法一部改正法施行日の前日までの間における新規則別表六の二(十六)付表の書式の適用については、同表の表中「震災特例法第25条の２・震災特例法第25条の２の２・震災特例法第25条の２の３」とあるのは「震災特例法第25条の２・震災特例法第25条の２の２」と、「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあつた日等又は避難等指示が解除された日等」とあるのは「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等又は避難指示が解除された日」と、同表の記載要領第一号中「、第25条の２の２第２項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第25条の２の３第２項（連結法人が避難解除区域等」とあるのは「又は第25条の２の２第２項（連結法人が避難解除区域」と、同第二号中「「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあつた日等又は避難等指示が解除された日等　⑵」」とあるのは「「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等又は避難等指示が解除された日　⑵」」と、同号㋑中「、同条第１項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあつた日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいう。⑵において同じ。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあつては、当該変更について提出のあつた日）及び福島復興再生特別措置法第４条第４号イからホまで（定義）に掲げる指示の全て」とあるのは「及び同条第１項に規定する避難等指示」とする。